平成２７年（フ）第３５５号
横浜市旭区笹野台３丁目48番10号
破産者　マルマトランスポート有限会社
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８１７号
横浜市金沢区能見台通３番６号
破産者　株式会社横浜音響社
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８８０号
名古屋市西区上小田井２丁目９番地
破産者　株式会社クロスロード
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５９９号
愛知県海部郡蟹江町舟入２丁目70番地
破産者　栄電気工業株式会社
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８０５号
愛知県北名古屋市九之坪石ノ戸54番地
破産者　ハンヤ興産株式会社
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０９９号
名古屋市名東区豊が丘50番地
破産者　株式会社東海キッズプロモーション
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２９号
和歌山県田辺市鮎川597番地の６
破産者　株式会社マツクボ
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１６８号
神戸市長田区滝谷町２丁目８番３―404号
破産者　河野　由紀（旧姓岩澤）
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８５号
岡山市北区芳賀県営住宅13―104、開始決定時の住所岡山市北区辛川市場427番地５メゾンエトワール203
破産者　相良　利治（旧姓石塚）
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９号
広島県呉市広本町１丁目７番11号
破産者　有限会社セーブアップ
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１５号
大分県速見郡日出町大字豊岡4770番地
破産者　株式会社オクト・パス
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第２４５号
青森市南佃１丁目４番34号
破産者　株式会社ケイ・ケイ・エス
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６０号
秋田県大館市長坂字下岱78番地１
破産者　株式会社ジャエス
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第１２３号
山形県西置賜郡白鷹町大字山口2025番地
破産者　羽黒緑地楽園グループ株式会社
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第８７７号
横浜市南区井土ケ谷中町157番地ダイアパレス井土ケ谷２Ｎ
破産者　美装興業株式会社
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９０４号
横浜市中区本町１丁目５番地西田ビル６階601号室
破産者　株式会社ＺＥＮＮＰＬＵＳ
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９号
秋田県山本郡藤里町藤琴字大関添144番地
破産者　株式会社アオサダ被服工業
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２９３号
岐阜市真砂町６丁目６番地
破産者　朝日金属株式会社
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３１６号
岐阜市茜部菱野３丁目137番地　（コートルビアＡ202）、前住所岐阜市真砂町６丁目６番地
破産者　水﨑　武秀
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２７号
鳥取県米子市日野町187番地
破産者　アイエモック株式会社
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第８９号
山口県下関市椋野町１丁目24番14号
破産者　有限会社米山組
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
長崎県五島市岐宿町松山1277番地７
破産者　山田　権治
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所五島支部